



ジャパン・ヘルスケアベンチャー・ サミット 2017

出展のご案内

主催：
厚生労働省
(医政局経済課ベンチャー等支援戦略室)

URL：
(調整中)

2017年10月11日(水)～13日(金)

パシフィコ横浜

同時開催展： BioJapan 2017
YOKOHAMA

 再生医療 JAPAN
Regenerative Medicine 2017
Japan

日本は世界で数少ない新薬創出国であり、また、アカデミアにおける優れた基礎研究、中小企業等が有するものづくり技術など、イノベーションにつながるようなポテンシャルを多分に有している一方で、必ずしもそれが十分に活かされていないとの指摘がなされています。

現に、イノベーションを牽引するべきベンチャー企業、とりわけ医薬品や医療機器等の実用化を目指すベンチャー（医療系ベンチャー）の活動は、欧米に比べて活発とは言い難いのが実情です。

こうしたことから、厚生労働省では、塩崎厚生労働大臣（当時）のリーダーシップのもと、アカデミア等で発見された優れたシーズの実用化を促進し、医薬品・医療機器分野のベンチャーを育てる好循環（ベンチャーのエコシステム）の確立を図るための積極的な取り組みを開始いたしました。

今回開催する「ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット2017」は、大手企業、金融機関、研究機関等のキーパーソンとベンチャーのマッチングの場として、ブースの出展やプレゼンテーション等の機会を用意するとともに、国際シンポジウムを通してベンチャー支援についての関係者の理解を深めることにより、エコシステムの確立を目指すものです。

このイベントを契機に、革新的医薬品、医療機器、再生医療等製品の開発と実用化が促進され、国民の保健医療水準の向上と経済成長への貢献につながることを期待しています。

ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット 主催事務局

名称： ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット

会期： 2017年10月11日(水)～13日(金)

会場： パシフィコ横浜

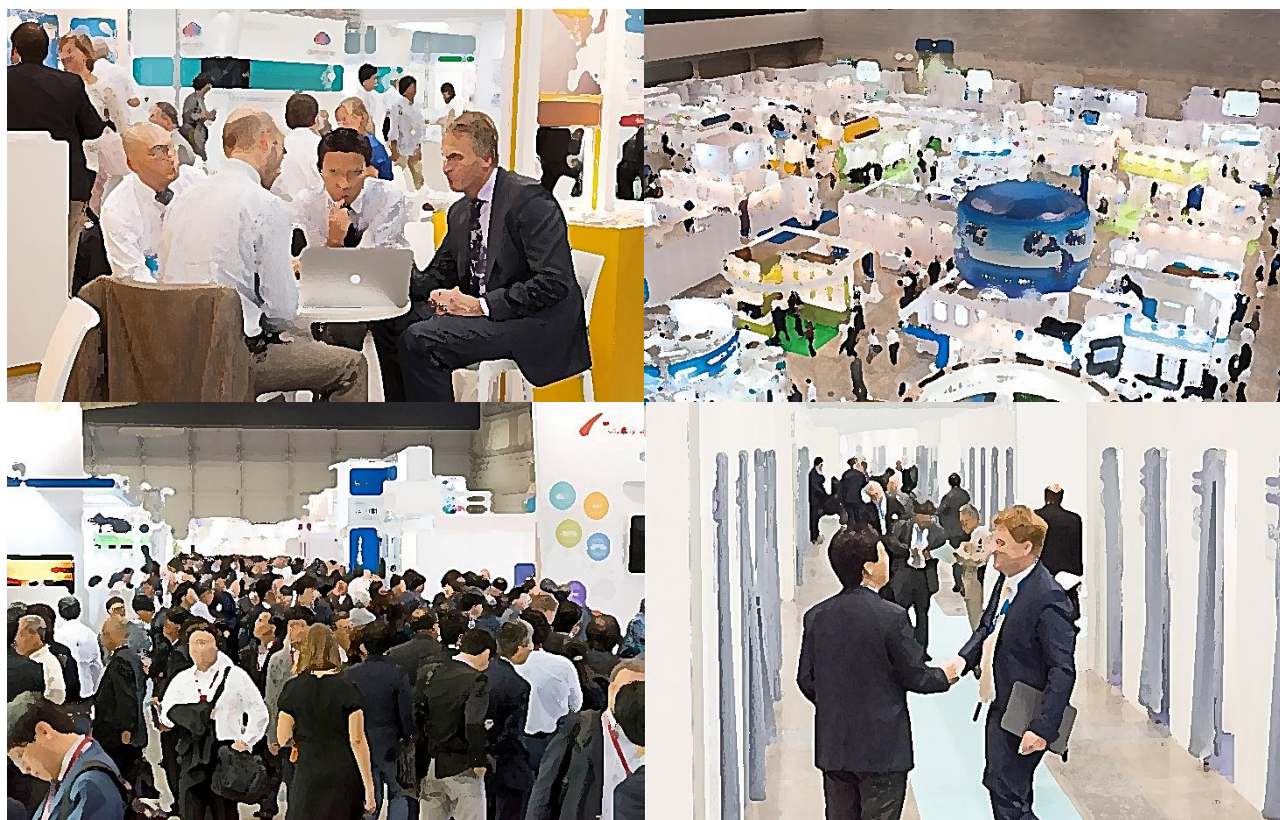
展示会入場料： 事前登録された方、招待状持参の方は無料
(それ以外の方の入場料はBioJapan 2017と共通)

**来場マッチング
 メンバー登録料：** BioJapan 2017と共通
(1名あたり)

主催： 厚生労働省

出展者数： 50社予定

同時開催展： BioJapan 2017
 再生医療JAPAN 2017
 ME-BYO JAPAN 2017



応募資格

- 医薬品・医療機器・再生医療等製品の製品化を目指すベンチャー企業（*）
- 医薬品等のシーズを有する 大学等の研究機関
- 創薬技術等のプラットフォームベンチャー
- 医療系ベンチャー向けの支援プログラムを実施又は実施予定の医薬品・医療機器・再生医療等製品の製造販売業者、ベンチャーキャピタル、金融機関 等

※ 原則として、創業後15年以内で、かつ中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）第2条に定める中小企業に該当する企業とする

出展内容

1. ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミットにおける出展
2. 会場でのショートプレゼンテーション
3. マッチングシステムを利用した商談会への参加

出展採択者への無償提供内容

以下につきまして、費用負担なしで行うことが可能です。

- 出展料
- 出展ブースのパッケージ装飾（統一デザイン）
- 商談会ならびに懇親会への参加（1社最大4名まで）
- パートナリングエリア内の商談室の利用
（マッチングシステムで設定された面談のみ利用可能）

※その他、主催者の意向により、出展採択者にプレゼンテーションを行っていただく場合があります。

出展申込方法

出展を希望される方は、本資料にある「ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット2017出展申込要項」及び「出展にあたっての留意事項」を必ずお読みいただき、同意の上「ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット出展申込書」に必要事項をご記入後、事務局までメールもしくはFAXにてお申込みください。

主催者側は提出されたお申込内容を元に出展の可否を決定いたします。

審査結果に関するご質問にはお答えできませんので、予めご了承ください。

必要書類



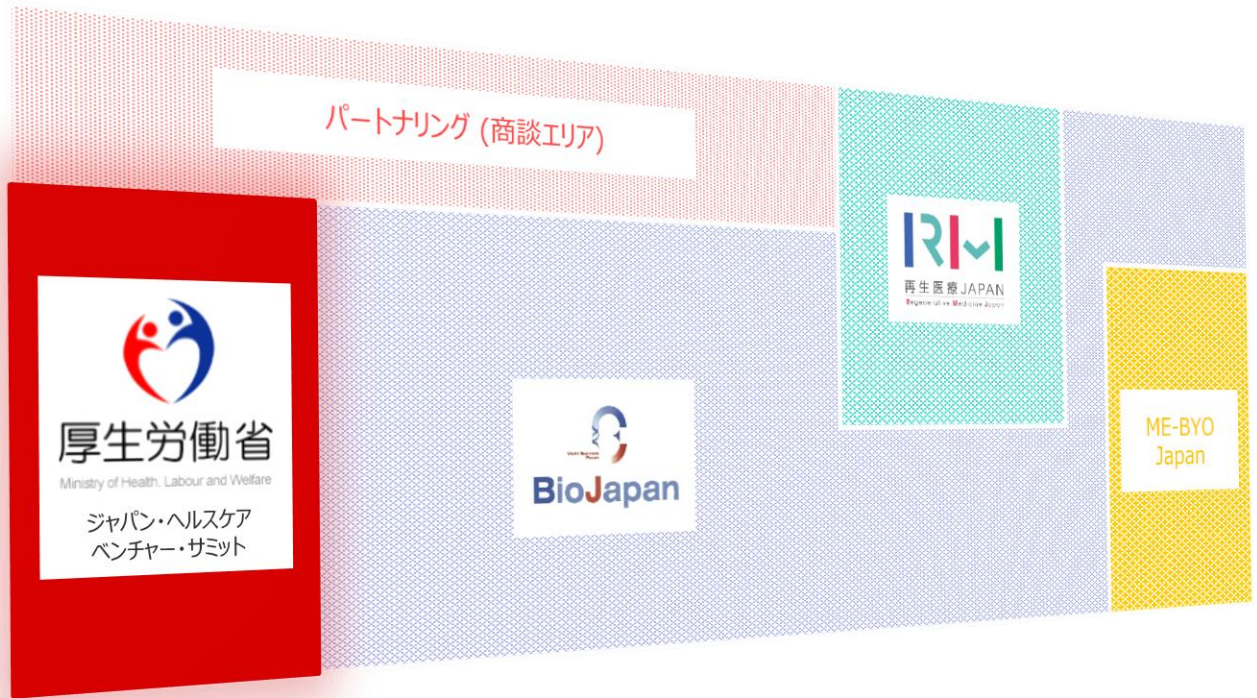
- 出展申込書
- 会社概要（企業のみ）
- 登記簿謄本（企業のみ）
- 展示内容の概要
（パワーポイント10枚以内）
- 「出展にあたっての留意事項」を遵守する旨の誓約書

今後のスケジュール

- 8月7日(月)～8月31日(木)：出展申込受付
- 9月初旬：審査ならびに採択者への通知
- 9月15日(金)：採択者向け出展説明会の開催（予定）
- 10月11日(水)～13日(金)：ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット開催



会場構成



交通アクセス

会場：パシフィコ横浜展示ホールB, C, D
およびアネックスホール
〒220-0012
横浜市西区みなとみらい1-1-1

TEL: 045-221-2155

URL: www.pacifico.co.jp



電車でお越しのお客様

- 東京駅よりJR東海道線を利用、横浜駅で下車し、みなとみらい線に乗り換え
- 渋谷駅より東急東横線利用（みなとみらい線へ直通運転）
- 新宿駅よりJR湘南新宿ラインを利用、横浜駅で下車、みなとみらい線に乗り換え
- 新横浜駅より、JR横浜線で菊名駅で下車、東急東横線元町・中華街方面に乗り換え、みなとみらい駅下車

同時開催展：BioJapan、再生医療JAPANとは

- バイオビジネスにおけるアジア最大のパートナーングイベント
- バイオ関連企業、ベンチャー、大学（約80大学）が結集（約900社・機関）
- バイオ産業のオープンイノベーションを加速

主催者



BioJapan 組織委員会
 バイオインダストリー協会、
 ヒューマンサイエンス振興財団、
 農林水産・食品産業技術振興協会
 バイオ産業情報化コンソーシアム
 日本バイオ産業人会議
 日本製薬工業協会
 近畿バイオインダストリー振興会議
 地球環境産業技術研究機構
 再生医療イノベーションフォーラム
 JTBコミュニケーションデザイン



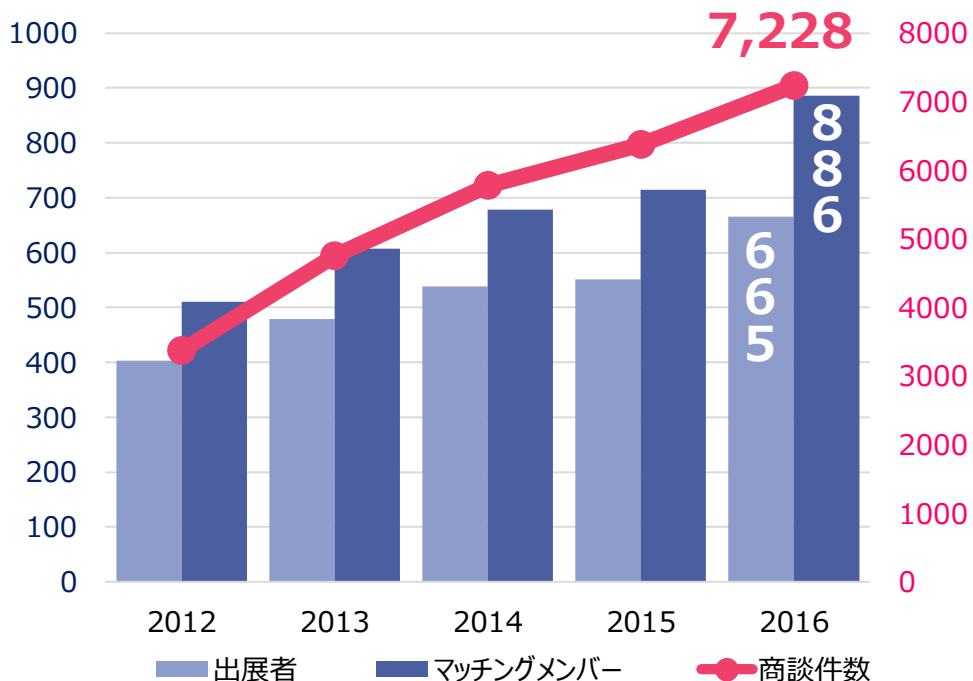
再生医療イノベーションフォーラム
 バイオインダストリー協会
 JTBコミュニケーションデザイン

前回 BioJapan 2016 / 再生医療JAPAN 2016 の特徴

- アジア最大のパートナーングイベントとして、さらに規模を拡大
- 再生医療JAPANを初開催（97社、92小間規模）
- 国内外の大手中堅製薬が軒並み参加

旭化成、アステラス製薬、アストラゼネカ、アッヴィ、アルフレッサファーマ、EAファーマ、MSD、大塚製薬、科研製薬、キッセイ薬品、協和発酵キリン、杏林製薬、ギリアド・サイエンシズ、グラクソ・スミスクライン、興和、サノフィ、三和化学研究所、CJ HealthCare、塩野義製薬、Shire、ジョンソン&ジョンソン、ゼリア新薬工業、第一三共、大正製薬、大日本住友、タカラバイオ、武田薬品工業、田辺三菱製薬、中外製薬、テイカ製薬、帝人ファーマ、日東薬品工業、日本イーライリリー、日本製薬、日本セルグエ、日本たばこ産業、ノバルティス、バイエル薬品、ファイザー、プリストル・マイヤーズ スクイブ、ペーリンガーインゲルハイムジャパン、マルホ、ムンディファーマ、Meiji Seika ファルマ、持田製薬、ユーシービー・ジャパン、ルンドベックジャパン、ロート製薬、ロンザ、ロシュファーマ 等

2012 → 2016 実績



マッチングシステムとは…？

ターゲットへの事前アプローチが可能

潜在的パートナーのリサーチをより簡単に



3日間の展示会を最大限に活用する為には、
効率的な商談支援システムの利用が不可欠です。

国内唯一無二のマッチングシステム(特許第5843841号)
会期前から潜在顧客へ確実なアプローチが可能です。

**出展者、来場者関係なく
すべてのマッチングメンバーにコンタクト可能**



登録はストレスフリー

簡単な入力で、すぐに登録可能。かかる時間は、ほんの数分です。



気軽に検索してアポイントを

キーワードで絞り込み検索。キーパーソンとダイレクトにメッセージを送受信。



商談スケジュールは自動で調整

成立したアポイントの日時と場所を、会期1ヶ月前からシステムが自動決定。



パートナー探しを確実に

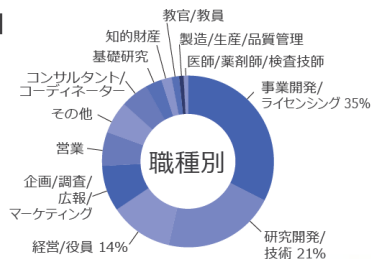
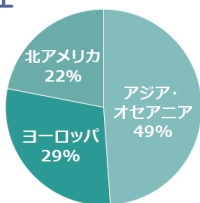
会期当日も、あらゆる可能性を探ることが可能。
それがBioJapan・再生医療JAPANのマッチングシステム。

！参加者は多種多様

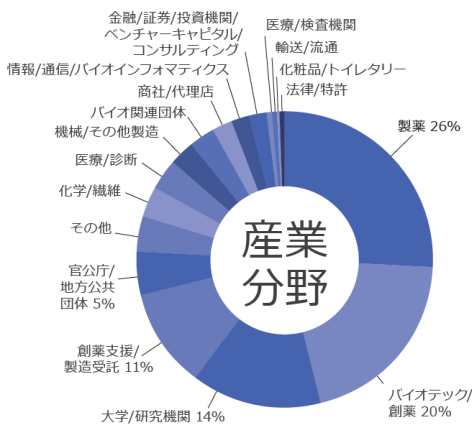
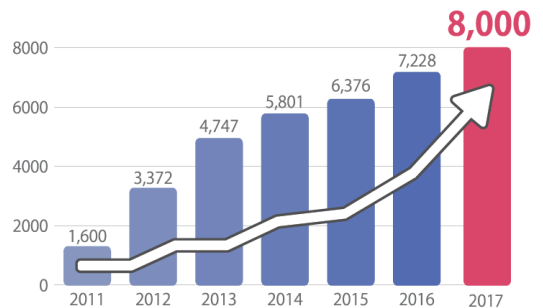
幅広い業界からの参加が特長。
20ヶ国・地域を超える世界各国からの参加者も見逃しません。



海外からの参加



！商談件数は8,000件以上



※2016年実績

！含まれるサービス

- 展示会への入場
- 全セミナーの無料聴講
- マッチングシステムの利用

特典① 会期初日のレセプションへの参加

特典② 会期二日目のパートナーングパーティへの参加

特典③ 会場内リフレッシュメントにてドリンク、軽食をご用意



ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット 出展申込書

ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット事務局
 株式会社JTBコミュニケーションデザイン内
 〒105-8335 東京都港区芝3-23-1
 セレスティン芝三井ビル
 Tel: +81-03-5657-0688 Fax: +81-3-5657-0636
 Email: jhvs@jtbcom.co.jp

※必要事項をご記入の上、FAX / E-mail
 で事務局宛にご送付ください。
 申込締切：2017年8月31日（木）

申込日：2017年 ____ 月 ____ 日

出展者名（日）			
出展者名（英） <small>英語表記必須</small>		担当部署	
担当者名	フリガナ	役職	
住所			
TEL		E-mail	
出展予定製品・技術カテゴリー ※丸を付けてください (A) 医薬品 (B) 医療機器 (C) 再生医療等製品 (D) 創薬支援、設備、研究用機器・試薬・消耗品、受託サービス (E) その他			
出展予定製品・技術			
推薦団体がある場合、団体名（地方公共団体の場合は、部署名も記載）			

共同出展者の有無 ※丸を付けてください 有 / 無 有の場合、社名を記入してください。	共同出展者名
--	---------------

Item	Unit / Spec
パッケージブース付き出展	1 小間
プレゼンの希望の有無 <small>※希望の有無ならびに希望日程に丸を付けてください（日程の希望については複数選択可）。 ご希望に沿えないこともございますので予めご了承ください。</small>	希望する ・ 希望しない 10月 11日 / 12日 / 13日
備考・連絡欄：	サインもしくは押印 <div style="text-align: right;">(印)</div>

「ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット2017」 出展申込要項

1. 対象

「ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット2017」（以下「ベンチャーサミット」という。）において、出展の対象とするベンチャー企業等は、以下のとおりとする。

- ①医薬品、医療機器、再生医療等製品の実用化を目指すベンチャー企業（原則として、創業後15年以内で中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）第2条に定める中小企業に該当する企業に限る。）
- ②創業技術等のプラットフォームを扱うベンチャー企業
- ③医薬品等のシーズを有する大学等の研究機関
- ④医療系ベンチャー向けの支援プログラムを実施又は実施予定の医薬品、医療機器、再生医療等製品の製造販売業者、ベンチャーキャピタル、金融機関等
- ⑤医薬品、医療機器、再生医療等製品の実用化のための助言や各種の支援を行う公的機関
- ⑥その他厚生労働省が認める団体等

2. 申込書類

出展を希望する者は、以下の書類を、別に定める期限までに厚生労働省医政局経済課（又は同課が指定する業者）に対して提出するものとする。

- ①出展申込書（別添様式）
- ②出展者の組織概要
- ③登記簿謄本（企業の場合のみ）
- ④展示内容の概要（パワーポイントで10枚以内）
- ⑤誓約書（公的機関が申込みを行う場合を除く）

3. 申込単位

出展の申込みは、原則として、1つの企業等につき1小間（9㎡）とする。

4. 共同出展者の取扱い

1小間を異なる企業、団体等の2人以上が共同で使用することを希望する場合は、1者が代表して申込みを行うこととし、出展申込書に共同出展者名を明記することとする。

5. 出展者の選考

- (1) 厚生労働省医政局経済課は、出展を希望する者の中から、以下の点を考慮しつつ各分野のバランス等を総合的に勘案して、出展者の選考を行う。
 - ①展示内容の概要資料により、医薬品、医療機器、再生医療等製品の実用化等に結びつくことが期待できるもの
 - ②展示内容が、医療系ベンチャーの振興に資することが期待できるもの
 - ③地方公共団体又は（一財）バイオインダストリー協会、（一社）日本医療ベンチャー協会、（一社）再生医療イノベーションフォーラム等の団体の推薦を得ているもの
- (2) 前項の選考にあたっては、厚生労働省の医療系ベンチャー振興推進会議の構成員からなるワーキングチームの意見を聴くものとする。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、出展者が以下に該当するときは、出展を認めない。
 - ①出展内容が、医薬品医療機器法等の法令に違反する可能性があるとき
 - ②申込者が公的機関以外であって、誓約書の提出が無いとき

6. 選考結果の連絡

- (1) 申込者に対する選考結果の連絡は、厚生労働省医政局経済課が委託業者を通して書面により行う。
- (2) 出展が不可となった場合であっても、申込時に提出された書類は返却しない。

7. 出展者の義務

出展が認められた者は、別紙「出展にあたっての留意事項」の規定を遵守しなければならない。

誓約書

「ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット2017」への出展にあたっては、「出展にあたっての留意事項」の各条項を了解し、課せられた義務を遵守することを誓約いたします。

平成 年 月 日

出展者（企業・団体）名

代表者氏名

印

（記名捺印又は自筆サインにより記載）

(別紙)

出展にあたっての留意事項

1. 順守義務

(1) ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット2017（以下「ベンチャーサミット」という。）への出展を行う者（1つの小間を共同で使用する場合を含む。）は、本留意事項の各条項を遵守しなければならない。

(2) 厚生労働省（以下「主催者」という。）は、ベンチャーサミットへの出展を希望する者が本留意事項を遵守する旨の誓約書を提出しないときは、特別の理由がない限り、その出展を認めない。

2. 小間の転貸などの禁止

出展が認められた者（以下「出展者」という。）は、使用が認められた小間を主催者の承諾なしに転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできない。

3. 出展物の設置及び撤去

(1) 出展者は、主催者又は主催者の指定する業者（以下「主催者等」という。）の定めるスケジュールに沿って、小間内の装飾及び出展物の搬出を行わなければならない。

(2) 会期中に出展物の搬入・移動・搬出の必要が発生した場合は、それらの作業を行う前に主催者等の了解を得なければならない。

4. 展示場の使用

(1) 出展者による、実用化を目指す技術等を宣伝する活動（以下「営業活動」という。）は、主催者等から特別に認められた場合を除き、展示小間の中に限り行うものとする。

(2) 出展者は、営業活動によって小間近辺の通路が混雑することのないよう努めなければならない。

(3) 出展者の展示内容及び営業活動が、医薬品医療機器法等の法令に反する疑いがある場合には、主催者は展示等を中止させることができる。

(4) 装飾物などいかなるものも、割り当てられた面積の範囲を越えてはならない。

(5) 主催者は、その音、操作方法、材料又はその他の理由から、主催者の信用を失墜させかねない等の問題があると思われる装飾物・展示物など、展示会の目的に沿わないすべての行為を禁止又は撤去する権限を有する。

(6) 上記の制限又は撤去が行われた場合に発生する費用は、出展者が負担するものとする。

5. 出展物の管理と免責

展示によって各出展物に発生した損失又は損害については、すべて出展者の負担とする。

6. 知的財産権

(1) 出展者は主催者に対し、出展品又はこれに関連する印刷物その他の媒体が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害するものでないことを保証するものとする。

(2) 出展者は主催者に対し、ベンチャーサミットへの出展に関係する行為が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害しているとの主張があった場合、すみやかにその責任において第三者との紛議を解決し、展示会の正常かつ円滑な進行を妨げない義務を負う。

7. 成果報告等

(1) 出展者は会期終了後、別に定める様式による成果報告を速やかに作成し、主催者等に提出しなければならない。

(2) 出展者は、主催者等がベンチャーサミットの報告書を作成する際に、必要な協力を行うものとする。

8. 個人情報の取扱い

(1) 主催者は、出展者より提供を受けた個人情報（以下「登録情報」という。）を、以下の目的に使用する。

① ベンチャーサミット並びに同時開催される展示会、セミナー等への出展・参加に関する各種手続き。

② 出展者と、大手企業、ベンチャーキャピタル等関係者とのマッチングの支援。

③ 報告書の作成等ベンチャーサミットの成果を対外的に報告するための基本情報の収集。

④ 来年度以降のベンチャーサミット又は同種の催事等が開催される際の各種の案内。

(2) 出展者が関係者とのマッチングを進めるために必要と思われる場合には、登録情報をベンチャーサミット及び同時開催される展示会、セミナー等に参加する関係者に提供することがある。

(3) 主催者は、登録情報の管理を、機密保持契約を締結した第三者に委託する。

9. 損害賠償

(1) 出展者は、自己又はその代理人の不注意その他によって生じた、会場設備又は展示会の建造物、若しくは人身等に対する一切の損失についての責任を負う。

(2) 出展者は主催者に対し、以下の場合にその請求に起因する訴訟から生じた訴訟費用、債務（弁護士報酬を含む）、必要経費および損害賠償について主催者に補償する義務を負うことに同意するものとする。

① 出展者の展示会の出展に関係する行為が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の第三者が有する権利の侵害に該当すると主張に基づき、主催者に対して訴訟が提起された場合（出展者とともに被告とされた場合を含む）。

② ①の訴訟において、主催者が判決又は裁判上若しくは裁判外の和解において損害賠償義務を負うことになった場合（和解について、主催者は出展者の意思に拘束されない）。

(3) 主催者は、展示会の告知広告、ガイドブック等のプロモーション用資料の中に生じた誤字、脱字に関する責任を負わない。

10. 展示小間位置・セミナー等時間割の決定

展示小間位置および出展者プレゼンテーション等の時間割は主催者が決定して発表することとし、出展者はこの決定に従うものとする。

11. 展示会の中止

(1) 主催者は、展示会が開催される土地建物が入場に不適当となった場合、又は正当な不可抗力原因により開催が妨害された場合は、その自身の判断によって会期を変更又は開催を中止することができる。

(2) 主催者は、これによって生ずる損害、費用の増加、その他出展確定者に生じた不利益な事態について、責任を負わない。

12. 申込みの解約

(1) 本申込み手続き後の取消は、主催者等がやむを得ないと判断した場合を除き、認めない。

(2) 出展者に法令又は本留意事項等に違反すると疑われる行為があった場合には、主催者はいつでもその出展を取り消すことができる。また、それによって生じた一切の損害は、出展者の負担とする。

13. 査証の取得

(1) 海外の出展者が、査証の取得を必要とする場合は、招聘保証書・招聘理由書を含む必要書類は、出展者の責任において作成、手続きを行うものとする。

(2) 日本国大使館又は領事館から査証が発給されず、出展希望者が出展できなかったことによる一切の損害について、主催者はいかなる責任も負わない。

14. その他

出展者は、本留意事項に定められていない事項又は本留意事項の条項について疑義が生じた場合は、主催者の決定に従うものとする。